

〈後見支援預金（決済用預金）〉商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・後見支援預金（決済用預金）
2. 販売対象	・個人
3. 期 間	・期間の定めはありません。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・家庭裁判所からの「指示書」に基づき、口座取引店の窓口でのみお取扱いいたします。
6. 利 息	・利息はつきません。
7. 税 金	・利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
12. その他参考となる事項	・この預金は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「報告書・指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。 ・この預金は「決済用普通預金（無利息型）規定」によりお取扱します。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB・HB・FB等のエレクトロニックバンキングサービス契約はできません。 ・この預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。 ・この預金は預金保険制度により全額保護されます。